「荒木貞夫の口述記録」をどう読むか

──枢密院での議論,韓国併合に対する認識,「責任」論─

矢 野 真太郎

はじめに

本記録は、1958年に荒木貞夫が衞藤瀋吉氏からの聞き取りに答え、口述したものである。このときのテーマは満洲事変だったようであり、荒木が陸相を務めていた時期(1932年12月~1934年1月)を中心に回想をしている。ただ、後述するように必ずしも満洲事変に関する話題のみを語っているわけではなく、結果として多岐にわたる問題に言及している。

通常の史料解説では、史料の来歴、人物紹介、時代背景などをまとめるが、史料の来歴と人物紹介は瀧下彩子「はじめに――近代中国研究班所蔵「荒木貞夫の口述記録」について――」(本書5-8頁)でなされており、かつテーマである満洲事変はあまりに有名な事件であるため、ここでその説明をする必要もないだろう。むしろ、本論文ではこの記録をどう読むべきかを考察してみたい。これも後述するように、荒木による満洲事変の回想はすでに複数存在しており、その意味では本記録に史料としての新奇性はあまりない。それでも、この荒木の口述のなかには、歴史学的に重要な論点がいくつか含まれている。また、すべての歴史史料に言えることだが、荒木が口述している内容がすべて史実だとは限らず、その真偽に対する慎重な判断が求められる。そこで本論文では、三つのテーマを選び、そこにどんな論点が含まれているか、荒木の口述は信頼に足るものなのかを検討してみたい。本論文は、この口述記録を用いた歴史研究の可能性を提示しようとするものである。

まず、第一節では荒木貞夫をめぐる史料状況を簡単に整理する。荒木にはす

でに定評のある回顧録や伝記があり、そのなかでこの記録がどのように位置づけられるかを検討する。第二節から第四節では、この記録から三つの論点を抽出し、本記録から展開できる議論の一端を提示する。具体的には、第二節で満洲事変直後の枢密院、第三節で植民地に対する荒木の認識、第四節で荒木の「責任」論を取り上げる。以上の作業を経て、本記録の歴史学的な価値を示すこともできるだろう。

1 荒木貞夫をめぐる史料状況

荒木貞夫に関する史料は、一次史料、二次史料ともにそれなりの分量が残されている。同時代の陸軍軍人としてしばしば対比される永田鉄山と比べれば、多様な史料が残されていると言えよう。基本的な史料状況に関しては、加藤陽子による整理(伊藤隆・季武嘉也編、『近現代日本人物史料情報辞典』吉川弘文館、2004年、17-18頁)を確認していただくとして、本節では回顧録や伝記などの二次史料に絞って史料状況を確認し、本記録の位置づけを考えていきたい。

荒木による満洲事変の回想が世に出るのはこれが初めてではない。まず、有 竹修二編、『荒木貞夫風雲三十年』(芙蓉書房、1975年、以下『風雲三十年』) は、『時事新報』(1955年9月22日~10月23日)に連載された荒木の回顧記事を まとめたものである。同書の大半は荒木の陸相就任から終戦までを扱ってお り、内容的に本記録と重なるところも大きい。満洲事変に対する荒木の対応を 検討するうえで必ず参照するべき文献の一つである。

また荒木には、橘川学、『秘録陸軍裏面史――将軍荒木の七十年』(上巻、大和書房、1954年、以下『裏面史』)と、橘川学、『嵐と闘ふ哲将荒木』(荒木貞夫将軍伝記編纂刊行会、1955年、以下『哲将荒木』)という二つの伝記がある。『裏面史』は荒木の出生から参謀本部欧米課長を務めていた1923年までを扱っている。『哲将荒木』は『裏面史』の後編にあたるものであり、同年4月の姫路第八旅団長時代から終戦までを扱っている。これらの伝記には『風雲三

十年』と同様に本記録とも重なるところが多く、かつ様々な史料を掲載している。伝記の著者である橘川学は、「荒木貞夫の口述記録」(以下、本記録と称す)のなかでも言及されている。1933年11月に荒木は国策決定のための素案作りを行うが、その素案に関する史料に対して、「橘川[学]はそれに、渡したか、渡したかもしれませんね」(150頁)と述べている。荒木が関係史料を橘川に渡したという意味だろう。伝記の執筆にあたって荒木の協力があったことが伺える1)。なお、荒木の死後、橘川は『荒木将軍の実像——その哲と情に学ぶ』(泰流社、1987年)も著した。荒木の出生から死去までを扱った伝記であり、『裏面史』『哲将荒木』にはないエピソードも若干含まれている。

これ以外にも、雑誌などで発表された回想が数多く残されている。満洲事変に関するものだと、荒木貞夫、「日華事変突入まで」(『別冊知性 5 秘められた昭和史』河出書房、1956年、88-95頁)、荒木貞夫、「日本陸軍興亡の二十余年」(『丸』第106号、1956年12月、116-123頁)、荒木貞夫、「青年将校の動向」(安藤良雄編著、『昭和経済史への証言』上、毎日新聞社、1965年、222-244頁)、荒木貞夫(影山正治聞き手)、「満州事変前後」(『不二』第213号、1966年 3 月、24-29頁)、有竹修二、「荒木大将ききがき」(一)~(五)(『国民サロン』第91~95号、1966年 3 月~7月)が挙げられる。本記録は1958年 3 月の口述を基にしているので、すでに発表された回想のなかでは、比較的早い時期に述べられたものということになる。

このように、満洲事変に関する荒木の二次史料も数多く存在している。その背景として、戦後の荒木がさまざまな場で自身の回想を語っていたことがある。荒木は1955年6月に仮釈放となってから1966年11月に亡くなるまで、多くの聞き取りに答えていたほか²⁾、積極的な講演活動をしていた。荒木の雄弁ぶりは戦前から評判であったが、音声を聞いていると多くの青年将校が荒木に傾倒したのも頷ける。特に荒木は特定の歴史的場面を話のなかで「再現」しようとしており、荒木の口から活発な論争が語られることで、聞き手もそのときの状況を容易に想像することができるのではないだろうか。

ところで、荒木には回想のなかでたびたび話題を転ずる傾向がある。荒木に

インタビューを行った伊藤隆は、「狛江のお宅に伺って質問をすると、すぐに話題を転じて、「今の国際情勢を見るに……」と演説を始めてしまい、なかなか昔の話を聞き出せず苦労しました」と振り返っている³)。秦郁彦もまた、「しゃべりだすと、話題があちこちへ飛んで、必要な話題へ戻すのに苦労した」という回想を残している⁴)。特定の話題を聞き出すことを期待している聞き手からすれば、「演説」は望ましくない行為となる。しかし、話題を転ずるという行為の裏には荒木なりの論理がある可能性もあり、満洲事変以外の話題もまた貴重な情報である。本記録は荒木の発言を原則としてすべて文字に起こしているので、話題転換の場面もそのまま残しているが、荒木による満洲事変の回想が既に複数存在することを踏まえれば、この話題転換こそが本記録の特色とも言える。実際、本論文の第二節以降でも満洲事変それ自体というより、その「周辺」を取り上げて新たな論点を提示している。

なお、このインタビューに関する記録はほとんど残されておらず、1958年3月12日と推定される日に故衞藤瀋吉氏が荒木に聞き取りを行ったこと以外の事実はわからない⁵⁾。ただ、残された音声からインタビューの状況を推察することはできる。162頁の荒木の発言に「さっきの一番最初の問題。それはなかの、かっこのなかに入りますかね(手もとのメモか)」とあるが、インタビュー時に質問票のようなものが用意されていたと思われる。また、150頁の荒木の「ここに出てる。これです。緊急施策基本案」ですという発言の前には、ページをめくるような音が聞こえていた。おそらく、荒木の伝記『哲将荒木』(「緊急施策基本案」の全文も掲載)が手もとにあり、それを見ながらインタビューを行っていたのだろう。裏を返せば、このインタビューが『哲将荒木』に引っぱられている可能性もあり、その点には注意すべきである。

以上, 荒木に関する二次史料を確認しつつ, 本記録の価値を検討してきた。 内容面でも注目すべき論点が数多くあり, 以下の節では具体的なテーマを三つ 設定し, 本記録の活用方法を考えてみたい。

2 枢密院会議での論争

本記録は、満洲事変から27年経った後の回想であり、史料として利用する際には当然、注意を要する。自己正当化するような歴史の語り方だけでなく、事実レベルでの記憶違いもあり得る。

ここで取り上げたいのは、1932年1月30日(荒木は31日と口述しているが、誤り)に開催された枢密院会議である。 枢密院ではたびたび満洲事変が議題として取り上げられており、特に石井菊次郎は満洲での軍事行動および政府の対応を厳しく批判していた。荒木にとっても石井との論戦は印象深かったようであり、かなり詳細に言及している。枢密院での満洲事変の議論は、枢密院が外交政策にどのように関与したかという問題を検討するうえでも重要な事例であるが、荒木の回想が史料として用いられることはあまりないようである。ここでは、本記録および関連史料を用いて、満洲事変における陸軍の行動を正当化しようとする荒木に対して枢密院がどのような態度をとったのかを検討する。

枢密院での議論は「枢密院会議筆記」という形で議事録が残っている。この 史料は会議での発言をすべて記録したものではないが、これを用いれば荒木の 証言が事実レベルで正しかったかどうか判定できる。それによれば、1月30日 の会議で石井は「帝国ノ満洲及支那二対スル行動ノ目的程度及範囲ニ付新内閣 ノ方針」を問うており、荒木と芳澤謙吉外相がそれに答えていた。荒木は「満洲ニ於ケル帝国軍ノ行動ハ勢張学良ノ勢力ノ及ヒシ範囲ニ及ハサルヲ得サルナリ」と述べ、日本軍の行動範囲が拡大しうることを認めた⁷⁾。本記録で言及された「饅頭論」(『風雲三十年』では「大福餅」⁸⁾)は「枢密院会議筆記」で確認できなかったが、ここでの荒木の回想は事実から大きく外れていないと思われる⁹⁾(ただし、石井がブルガリアを引き合いにし、満洲国を独立国家として 建設することを批判したのは、2月15日の枢密院会議)¹⁰⁾。

むしろ、本節で問題としたいのは、石井菊次郎との応答の後に述べられた以下の印象深いエピソードについてである。

そうすると、まあちょっと質問があったですけども終わって、終わったらあれですよ、渡辺千秋さんね。渡辺千秋さん、これはもう「支那が抗日及び排日の教育問題が含まれている」と言って、「これを直さなきゃいつまで経っても [抗日及び排日が解決しない]」[と]、始終教科書をもって説明をしとった人です。それで渡辺さんが立って、「よく分かりました」と。「今までなぜそうはっきり言ってくださらないのか」と。「ああ、結構です」と。「その後はしっかりどうぞやって、誤りのないようにしてもらいたい」と。まあ自然の助け船になったんですね。激励された。而して誰も、閣僚 [のなかに] 一言何言うものもなし。顧問官も [発言なし]。それでこの会議が終わったんです。(140頁)

まず、渡辺千秋は1921年に死去しているので、発言主については荒木の記憶違いである。『哲将荒木』と『風雲三十年』にも同様のエピソードがあるが、そこでは江木千之が発言主とされている¹¹⁾。江木千之はこのとき枢密院顧問官であり、その江木が荒木の答弁を支持したとすれば、満洲事変・上海事変に対する枢密院の態度を評価するうえで重要な事実となる。

ただし、この江木の発言を裏付ける史料は、荒木の回想以外には見当たらない。「枢密院会議筆記」¹²⁾ のみならず、枢密院議長倉富勇三郎の日記¹³⁾ にも当該の発言は見当たらない。「倉富日記」は枢密院での議論を「枢密院会議筆記」以上に詳細に記録しており、議論の様子を知るうえで最も有用な一次史料である。ところが、1月30日については欄外に「会議ノ記事ハ正確ナラス」と記されている。そのため、筆者は「倉富日記」に江木のこの発言が書かれていないことをもって、荒木の口述を「記憶違い」と断定することはできなかった。

この問題は枢密院および江木の態度を評価するうえで重要なため、慎重に検討しなければならない。そこで、1月30日の枢密院会議に限定せず、満洲事変勃発直後にまでさかのほり、満洲事変に対する江木の発言を確認していきたい。

荒木が言うように、江木は中国の教科書を強く批判し続けていた。1931年9

月30日に枢密院で開催された「満洲事変ニ関スル報告」のなかで、江木は「支那ニ於テハ遠ク二十二年前ヨリ排日教育ヲ行ヒ日本ヲ敵国視セリ。民国五年編成ノ国定教科書ヲ見ルニ、修身、読本、地理、歴史、何レモ皆排日事項ヲ掲ケサルモノナク、小学児童ヨリ排日思想ヲ養成スルカ故ニ、今ヤ排日思想ハーノ国民性ヲ成スニ到レルモノナリ」という見解を示していた。江木にしてみれば「今次ノ事変ハ二十二年前ヨリノ排日教育ノ必然ノ結果」であり、「近来ノ支那ノ排日抗日ノ運動ニ対シテハ之ヲ根本的ニ芟除セムコトヲ切望セリ」と、満洲事変を排日是正の契機にしようとしていた。会議のなかで「今次ノ陸軍ノ行動ハ頗ル機敏ニシテ大ニ感心セリ」と述べているように、この段階で江木は陸軍の行動を賞賛していたのである¹⁴⁾。

もちろん, 先行研究も指摘するように, 江木は軍部に迎合していたわけではなく, 十月事件の処理が徹底されていないことを南次郎陸軍大臣に問いただすなど, 毅然とした態度を有していた^[5]。また, 満洲事変に対する列国からの批判に注意を払っており, その意味で満洲事変への対応に苦言を呈していた。12月9日の報告会では, 南陸相による状況報告を受けて, 江木は以下のように語っている。

何トカロ実ヲ設ケテ張学良ノ根拠地ヲ置ク錦州ヲ突クヘシト為スハ、一応 尤ナリト考フルモ、其ノ為国際聯盟ヲ始メ列国ノ同情ヲ失フコト大ナルヘ シ。満洲国カ独立国ト為ルハ日本ニ執リテ大ニ便利ナラムモ、列国ハ之ヲ 承認セサルト考ヘラル。……日本カ自衛々々ト称シツツ常ニ働キカケ居レ リトテ、一般ノ同情ヲ失ヒツツアルニ非スヤ¹⁶⁾

江木は錦州への攻撃および満洲国の建国自体は支持していたものの、列国からの支持を集められるかという点で危惧を示していた。裏を返せば、問題なのは列国からの支持のみであり、だからこそ10月7日の報告会では、「支那カ永年ニ亙リ日本ニ対シテ表面ニ親日ヲ装ヒ乍ラ裏面ニハ排日ヲ宣伝スルカ如キ不都合ナル行動ヲ続ケ来リタル真相ヲ明ニセハ、各国モ恐ラク支那ヲ嫌忌ス」るだ

ろうと述べていた¹⁷⁾。つまり、江木が問題視していたのはあくまで中国の排日であり、満洲事変の不法性ではない。したがって、中国の排日の実態を列国に理解させれば、その支持を得られると考えていたのである。

以上の江木の態度は、12月13日に犬養毅内閣が成立しても変わっていない。1月28日の枢密院審査委員会で江木はいつものように、中国の排日思想が清朝時代の教科書に由来するという自説を述べるとともに、国際法の観点を重視する外国人に「支那ノ排外思想ヨリ出テタル事情ヲ十分二理意スル様説明シタルヲ宜シカラント思フ」と芳澤外相に求め、計一時間の熱弁を振るった180。江木は問題の根源を中国の排日思想に置く発想に固執しており、それを列国に理解させることを何より重視していた。そして、本節で問題としている1月30日の枢密院会議でも、江木は排日教科書に関する持論を繰り返すことはなかったが、満洲事変を「自衛権ノ発動」と見ることは困難なため、「聯盟派遣ノ調査員来満ノ際ハ相当ノ方法ヲ以テ此ノ点ヲ特ニ説明スルノ必要アルヘシ」と述べ、改めて列国からの理解を求める重要性を強調した190。この日の「枢密院会議筆記」および「倉富勇三郎日記」には、これ以上の江木の発言は残されておらず、上述したように荒木の発言に賛意を示したかは不明である。

この後も、満洲事変は枢密院で議題に上るが、江木自身が2月から体調を崩し、3月の審議会にも参加できなかった。ところが、6月1日の枢密院本会議終了後に江木の希望で外交報告が開催されることになり、江木は久しぶりに自身の見解を披瀝した。会議冒頭から江木は以前より懸念していた国際聯盟の満洲調査案について取り上げ、「調査団一行カ満洲ニ対シテ如何ナル感想ヲ有スルヤ……如何ナル模様ナリヤ」と尋ねた。外務省の松田道一条約局長は「種々ノ意見アルカ如シ」と答えざるを得なかったが、そこからまた江木の大演説が始まる。江木は「排日行動カ日支紛争ノ根本的原因」という持論を繰り返し、「此ノ源ヲ塞キ本ヲ抜クニアラサレハ日支間ノ紛争ハ止ム時無カルヘシ。此ノ点ヲ調査団ニ了解セシムルコト最モ大切ナリ」と、やはり排日問題の深刻さを国際聯盟に理解させることを最重要と考えていた。それどころか、江木は日本の立場を理解させる手段として国際聯盟の脱退も示唆するようになり、「支那

ハ何時モ勝手ナルコトヲ聯盟ニ愁訴シ,我国ハ常ニ被告ノ地位ニ立テル有様ナレハ,我国ハ寧ロ聯盟ヨリ脱退スルヲ得策トスルコトヲ了解セシムルヲ可トセスヤ」と述べた。会議の最後に江木は「若シ支那ニシテ排日行動ヲ停止セサル以上,我国トシテハ断然引続キ自衛行動ヲ執ルノ外ナカルヘキ」と語っており,さらなる軍事行動を支持するかのような発言を残した²⁰⁾。このように江木は6月段階でも自らの持論を貫徹するどころか,聯盟脱退,さらなる軍事行動の支持を示唆するほどまで,満洲事変に対する態度を硬化させていた。江木が枢密院で満洲事変について語るのはこれで最後であり,8月に満79歳で病没する。

本節では、1月30日の枢密院会議を取り上げ、荒木の回想が事実として正しいのかを検討した。枢密院での石井の発言が概ね正しいことは判明したが、荒木を擁護する江木の発言は他の資料からは確認できなかった。そこで、満洲事変勃発直後から1932年6月までの江木の発言を検討した。江木は一貫して中国の排日が満洲事変の原因と考えており、このことを列国に理解させることが重要だと主張していた。言い換えれば、満洲事変の不法性はそこまで問題視しておらず、最終的にはさらなる軍事行動を容認するようになった。

この事実を踏まえれば、江木が荒木を支持するような発言をする可能性はあったのではないかと思われる。たしかに江木は陸軍に迎合するような姿勢をとっていたわけではないが、満洲事変の不法性は対外的な批判を招くという点での問題であり、満洲事変の侵略性を批判したこともない。そのため、満洲事変の範囲が拡大すること自体も、列国からの批判を免れれば、江木にとって問題ではなかった。したがって、満洲事変の範囲拡大を正当化する荒木の論理に、江木が納得する余地は十分にあったのではなかろうか²¹⁾。1月30日の枢密院会議で江木が荒木を支持したかは判断できないが、そのあたりの時期で江木が荒木を支援するような態度をとっていたということになるだろう。

さらにいえば、荒木が枢密院会議を回想した際に、自らの意見に反対する存在として石井しか言及しなかったという点も重要だろう。少なくとも荒木から見れば、石井以外の枢密院顧問官は陸軍の対中政策を批判する存在ではなかっ

たということである。満洲事変に対する枢密院の対応という問題にはまだ再評価の余地が残っていることを、この荒木の回想は示唆している。

3 韓国併合に対する認識

本記録のなかで、荒木は植民地問題を批判的に回想している。1930年代に陸軍大臣の地位にあった人間が、戦後になって他人事のように日本の植民地支配を批判するのは「自己正当化」であり、それが「無責任」のように感じられるのも否めない。ただ、荒木自身は同時代から植民地主義に批判的だったと回想しており、それが事実であるかどうか確認する必要がある。

荒木は満洲国が建国されたときに陸軍大臣を務めていたので、荒木が満洲国をどのように見ていたのかは重大な問題である。ただ、本節では荒木の韓国併合に対する見方を検討することにする。荒木の韓国併合に対する認識は、先行研究でほとんど注目されてこなかったが、韓国併合は当然荒木の植民地に対する認識に大きな影響を与えていたはずであり、これを前提として荒木の満洲国に対する認識も形成されているはずである。以下、口述記録と関連する一次史料を使いながら、荒木の韓国併合に対する認識を検討していきたい。

本記録で荒木は満洲国について語った後、韓国併合にも言及している。1910年の韓国併合の際、荒木は参謀本部ロシア班員としてロシアに駐在していたが、宇都宮太郎に韓国併合を批判する書簡を送った。そのなかで「一民族が決して一つに征服できるもんじゃない」、「一つになったってだめだ」、「かえって日本の弱体化になる」と主張したところ、宇都宮は「寺内がやっちまったんだし、しょうがないじゃないか」、「もう支那問題だ」、「こういう間違いがないように、だましだましでいくしかない」と返信したという(164-165頁)。

このエピソードは『裏面史』でも以下のように描かれている。荒木はロシア 駐在中に中央アジア旅行に赴き、ロシア領トルキスタンのコーカンド(現在は ウズベキスタン共和国東部の市)を訪れた。そこで荒木はロシア人による「原 住民」への「圧制」を日撃し、「他民族を力によつて征服するの愚」を悟り、 「夫々の民族には夫々の姿のま、で幸福を与えさせる事こそ自然であり、賢明の策であり必要である事」を実感したという²²⁾。1910年にロシアで韓国併合の報を聞いた際にも、荒木は「いやしくも歴史と伝統を持つ独立民族を併合することは誤りであり、夫々の姿に於て幸福が齊らされる様にすべきである」という信念から、すぐに宇都宮へ「東亜の民族が西欧民族によつてかき廻されぬ様にすることこそ日本の使命と云ふのに何故に日韓合邦せるや」という書簡を送った。宇都宮からは「御説の通りであるが、寺内が主としてその実現にあたつたもので、今更致し方もあるまい。この上は日支親善、その領土の保全に万全を期すべきである」という返信があったという²³⁾。このように伝記でも、荒木が韓国併合に反対し、その旨を書簡で宇都宮に伝えたことが事実とされている。

宇都宮太郎は明治・大正期の軍人であり、1908年には参謀本部第二部長を務めるなど、主として参謀本部で活躍した。アジアに対する強い関心を持ち、中国国内で独自に情報収集や工作を行っていた。また、陸軍内で佐賀閥の指導者と見られており、荒木貞夫や真崎甚三郎は宇都宮の腹心の一人であった²⁴⁾。1913年の日記では、ロシアから帰朝した荒木と面会した際に、「荒木は元と余が部下なりしが、此度矢張部下部員に採用、信頼すべき人物なり」²⁵⁾と評している。一方で荒木も宇都宮を「最も尊敬する人」の一人に挙げており²⁶⁾、両者は互いに強い信頼関係で結ばれていたと言えよう。

宇都宮といえば、朝鮮における植民地政策を批判的に見ていた稀有な軍人として知られている。ただ、最初から韓国併合を批判していたわけではなく、1910年8月29日の日記では、韓国併合の実現を受けて「神代よりの問題解決慶賀の至なり」と歓迎しつつ、「但し問題真実の答解は、此形式的の条約より、寧ろ今後の統治の実績に在り」と今後の統治政策の推移に目を向けていた²⁷⁾。ところが、1918年に朝鮮軍司令官に就任すると、宇都宮は現地を視察するなかで植民地政策の実態に大きな問題を感じるようになる。そして、1919年に三・一独立運動に直面したところで、日本の政策の誤りを認識する。1919年3月1日の日記には、「これ畢竟彼等一派の対韓根本政策(無理に強行したる併合)。

これは納得せざる婦女と無理に結婚せしが如く、彼等は甚だ誤れり。」²⁸⁾ と記している。この直後、宇都宮は武力で三・一独立運動を鎮圧する責任者となるため、宇都宮の思想を過度に評価することは控えなければならないものの、宇都宮が植民地支配に関して独自の考えを有していたのは確かな事実である。

ところで、本記録で述べられているように、荒木が韓国併合の報を受けてすぐにそれを批判したとすれば、それは非常に興味深い事実となる。宇都宮の植民地政策に対する考え方を荒木は日ごろから聞いていたと思われるが、1910年段階で韓国併合を本当に批判していたとすれば、それは宇都宮からの影響だけでは理解できない。『裏面史』の記述に従えば、荒木はロシア駐在時の中央アジア旅行で「他民族を力によつて征服するの愚」を悟ったというが、この口述にせよ伝記の記述にせよ、あくまで戦後の回想であるため、本当に当時からそのような発想を持っていたかは、慎重に判断する必要がある²⁹。

この問題を検討するうえで、2022年5月に公開された「宇都宮太郎関係文書」(国立国会図書館憲政資料室所蔵)が極めて有用である。ここには荒木が宇都宮に送った書簡が数多く残されており、そのなかには荒木がロシア駐在時に宇都宮へ送った書簡も含まれている。残念ながら、荒木が韓国併合直後に送ったという書簡そのものは見当たらないものの、近い時期の一次史料を分析することで、当時の荒木の植民地に対する認識に接近することはできるだろう。

実は、荒木が戦前の時点で植民地主義を批判していたことが推察される史料がある。それは、1919年5月3日に荒木が宇都宮へ送った書簡である³⁰⁾。三・一独立運動は荒木にも衝撃を与えたようであり、宇都宮へ朝鮮問題に関する自らの見解を披瀝する書簡を送ることになった。

まず、荒木は朝鮮軍司令官として独立運動に対処する宇都宮を気遣いつつ、「小子ハ恰も併合当時閣下に卑見申上たる様記憶致居候」と回想している。韓国併合当時に荒木は宇都宮へ意見を述べたと述べており、このことは口述および伝記の記述と合致する。韓国併合直後に宇都宮に書簡を送ったこと自体は事実のようである。荒木によれば今現在もその見地は変わっていないが、今となっては「稍遅蒔きの事」になってしまった。そのうえで、「何とかして此一千

五百万の隣人を安堵せしめ、反逆ハ扨て置き、皇風之徳下に安康なる生を過す 様致度ものに御座候」と述べた。「反逆」は取り締まらなければならないが、 朝鮮の人々が「皇風之徳下」で平和で安らかに生活できるようにしたいという のが、荒木の主張である。

この後、荒木は民族自決問題を論じていく。荒木によれば、民族自決問題は「今日耳新しき事」ではなく、「時代ハ特に自決を高尚致し居り候」と高く評価していた。現在ロシアが危機的な状況にあるのは、ポーランドやバルチック沿海民などの「民族之趨向を無視」したからであり、民族自決問題が拡大して、インド、カナダ、フィリピンなどが自決へ向かうのも「却つて時勢を達観する賢明の策かとも被考候」と述べた。

そして、荒木は「小子の持論」として、「一千万以上の民族にして自個の有 史を自覚せるものハ全化又ハ併合無論征服ハ永久的にハ六ヶ敷ものなり」と断 じた。このような持論を有していたということは、口述および伝記の内容と合 致する。戦前の時点で荒木にはある種の「民族主義」を重視する発想があり、 それが植民地支配への批判につながっていたということ自体は事実として認め ても良さそうである。

しかし、この1919年の手紙だけをもって、荒木がこの「持論」をもとに韓国 併合を批判していたと判断できるかは疑問である。やはりもう少し近い時代の 一次史料を用いて、荒木の論理に接近しなければならない。本節では荒木がロ シア駐在時に宇都宮へ送った1911年11月13日の書簡³¹⁾ と1912年10月3日の書 簡³²⁾ を取り上げる。このうち韓国併合に直接的に触れているのは後者である。

書簡の内容を見る前に、ここで韓国併合から1912年10月までの日本外交がどのような状況にあったのかを簡単に確認したい。1910年8月に韓国併合が実行されると、日本にとっては中国大陸での勢力圏確保がより重要な問題となる。加えて1911年10月10日の武昌起義を契機に辛亥革命が始まると、日本では中国情勢の変化にどのように干渉するかをめぐり活発な議論が行われるようになる。日本政府としては中国に共和制国家が誕生するのは望ましくないと考えられており、日本政府が立憲君主制を実現すべく袁世凱の支援を構想する一方。

陸軍のなかには満洲への出兵を主張する意見も現れていた。結果としては、 1912年1月に中華民国が成立し、2月に袁世凱が臨時大総統に就任したところで、中国情勢もいったんは収拾する³³⁾。

他方、中国情勢が大きく変化するなかで、日露関係も新たな展開を迎えていた。日露戦争以降、両国間では満洲における勢力範囲をめぐり調整が行われており、1910年7月の第二次日露協約では満洲の北部にロシアの、南部に日本の特殊利益が存在する勢力範囲と規定した。さらに、辛亥革命を受けて今度は内蒙古における勢力範囲をめぐる交渉が進展し、1912年7月に第三次日露協約が成立する。これをもって東部内蒙古を日本の、それ以西をロシアの勢力範囲とすることが定められた。辛亥革命のなかで、中国に対する日本の思惑が実現することはほとんどなかったが、日露関係の調整には成功することになった³4°。

以上が韓国併合から1912年10月までの日本外交をめぐる状況である。荒木は 中国情勢の変化と第三次日露協約の成立という事態を踏まえ、自らの所見を宇 都宮への書簡のなかで述べていく。

1911年11月13日の書簡で荒木は清国での利権獲得を最重要視し、具体的な方策を提案していた。このとき荒木が警戒していたのは中国情勢に対する米独の干渉であり、「日露英の連合にて清国問題を決するも万全なる一案かと愚考いたし居候。此際独米をして極東問題に容喙する跡を絶たしめ度ものと存候」と述べている。そして、荒木は日本にとって望ましいシナリオとして中国が分裂状態に陥ることを想定し、日本が「満洲より福建に到る中清」を勢力範囲としたうえで、「清国を南北両朝及蒙古の三朝分立とするも面白きかと存候」と述べている。つまり、日露英の連合で独米の干渉を防ぎつつ、中国が分裂するなかで日本が勢力範囲を獲得することを荒木は狙っていた。実のところ、中国が分立状態であるほうが望ましいと考えていたのは宇都宮も同様であり550、必ずしもオリジナリティある見解ではない。

ところが、中華民国の成立と袁世凱の臨時大総統就任をもって中国情勢が安定すると、中国の分裂というシナリオは現実味を失う。そこで、荒木は中国での権益獲得の方法を変更せざるを得なくなった。1912年10月の書簡では、前年

とは全く異なる構想を提示する。まず、荒木は「列国の政策か如何に変化する も対露作戦に勝利を得るの準備」が必須と考え、第三次日露協約をもって軍備 を怠るような考えを批判した。中国情勢が安定へと向かうなかで、ロシアとの 連合に期待を持てなくなったのかもしれない。そのうえで中国問題の議論に入 るのだが、ここでの荒木の議論は非常に興味深い。長文になるが書簡の一部分 を引用する。

対清に関し近頃浮き出て候ハ日韓合邦の時機にて有之候。既に発表被致候今日,之れを云為するハ甚た愚に候も,小生ハ早尚と考へ居候。到底ハ日本ハ韓国ヲ従せんするものハ無之候。直前に支那あり。豚の子ハ大として殺すを可と致し候。韓国に於ける王権ハ合邦前況に我が掌中にあり爾後ハ実力の扶植に有之候と相考へ候。合邦の美名に列国に刺戟を与へ支那に戒心を与ふるか如きハ,策の得たるものにハ無之候。支那ハ処分の時機に至るまてハ我れの友邦として我れの権力扶植を第一の急務と考へ候。合邦の今日,支那ハ我れを離れて米独と親しむの兆有之候。唐紹儀の復帰の如き其一例かと存候。斯くして其処分時機に至るまてに是に親米派親独派になりて米独の勢力を清国に扶植せんか。これ由々敷大事に候か。或ハ合邦の今日ハ如何に清国を融和して、米独権力の扶植を防遏し、我れの勢力を増殖せしむへきかを第一に考ふるを必要と存候。

荒木によれば、韓国併合は時期尚早であった。日本が韓国を従わせるのは不可能であり、併合前から王権の掌握はできていたから、あとは「実力の扶植」をしていれば良かった。ところが、併合の結果、列国に刺激を与え、中国からは警戒心を招いてしまったため、これは得策ではなかった。「処分の時機に至るまて」は中国を日本の「友邦」として「権力扶植」を進めることが「第一の急務」であるにもかかわらず、中国には親米・親独の兆しがある。そのため、中国を融和し、米独権力の扶植を防ぎ、日本の勢力を拡大する方策を検討しなければならない。

以上が荒木の議論だが、確かに荒木は1912年10月時点で韓国併合を批判的に評価していた。ただ、荒木が韓国併合を批判していたのは、植民地主義に対する反対というより、中国の対日意識に対する悪影響を勘案したからであった。だからこそ、韓国の王権を掌握し、「実力の扶植」をすること自体は否定していない。しかも、中国に対する「権力扶植」には強い熱意を持っており、帝国主義の論理に則った主張を展開していた。荒木が植民地主義を批判していたのは認められるが、他国に権益を拡大していく姿勢は否定されておらず、そこに荒木の植民地に対する認識の限界が存在していたのである。

従来、荒木を評価する際に、宇都宮太郎との関係を視野に入れて分析をした研究はほとんどなかった。しかし、荒木が宇都宮から影響を受けていたのは確実であり、宇都宮の思想がどのように影響したかは検討するに値する問題である³⁶⁾。「宇都宮太郎関係文書」をはじめとして関連史料の公開が進んだ現在、一次史料に基づいてこの問題をさらに深く議論することができるだろう。

4 「生ぬるいのが日本の国体だ」

聞き取りの最後に三月事件と十月事件の関係者処分について話題が及ぶと、 荒木は人事に関するきわめて印象的な持論を展開する。荒木によれば、満洲事 変は「世界戦争」となる可能性があり、関係者を人材として「温存」しなけれ ばならなかった。このような不徹底な処分は当時から批判の対象となっていた が、荒木には独自の発想があった。すなわち、「「優柔不断で良い。生ぬるいの が日本の国体だ」というのが、私の主張なんです。「故に天壌無窮なんだ」」 (182頁)。荒木にしてみれば、処分の不徹底は問題ではなく、むしろ「生ぬる いのが日本の国体」だからこそ肯定されるのである。

以上の発言は、荒木が「責任」という概念をどのように捉えていたのかという問題を考えるうえで興味深い。戦前の日本政治が「無責任の体系」という概念で丸山真男によって批判され³⁷⁾、戦後日本では「戦争責任」という概念が議論の対象となるように、責任は近現代日本を思想的に検討するうえでクリティ

カルな視角となっている。戦後の荒木は東京裁判を強く批判し³⁸⁾, 鶴見俊輔から「少数の非転向例」と名指しされるほど³⁹⁾, 戦争責任に無自覚な存在であったが、責任を追及しない姿勢にどのような思想的背景があったのかは、検討に値する問題である。

まず、荒木が1930年代の日本陸軍をどう見ていたのかという問題から検討していきたい。荒木は皇道派の総帥として知られているが、本記録でも皇道派の軍人が数多く登場する。なかでも本記録では小畑敏四郎へのきわめて高い評価が目を引く。口述のなかで小畑に話題が及ぶと、「見識を持ち、全く無欲ですから。……大東亜戦争が始まってから、もし作戦だけでもあれ(小畑)使っとったら、こんな戦しとらんですよ」(170頁)と語り、その姿勢と能力を絶賛していた。他の二次史料でも荒木が小畑を高く評価していた事実は触れられているが40、小畑に関するエピソードの充実ぶりはこの記録の特徴と言っても良いだろう。

小畑に関して最初に述べられたのは永田鉄山との関係についてである。永田 鉄山といえば、一般に陸軍統制派の代表とされている人物だが、1921年にバーデンバーデンで小畑、岡村寧次と将来の陸軍の改革を誓い合うなど、もともと 小畑との関係は深かった。後に両者は陸軍内の異なる派閥に所属することになるが、荒木によれば両者は「国策」に対する考えの違いで別れたという。すなわち、小畑が中国との戦争を避けてソ連との戦争を準備する「対ソ準備論」であったのに対し、永田はソ連には甘く中国への侵略を進める「対支征服論」であった。なお、対外政策をめぐる対立をこのように整理する見方は決して目新しいものではなく、荒木や真崎の伝記をはじめとする皇道派の立場に立つ二次史料もこの図式を採用している410。一方、近年は日本の対中「協調」外交における永田の役割を高く評価する研究もあり、先行研究でも評価の割れているテーマである420。荒木にしてみればこの整理の仕方は、対中侵略に関する自己の責任を免除し、それを永田らに転嫁する論理となるため、その真偽は慎重に判断しなければならない。

次いで荒木は1932年2月に自身が主導した人事について触れている。荒木は

陸相として自身の側近を重用したことから、その登用は「荒木人事」とも呼ばれ、しばしば批判されるところでもある。特に小畑をめぐる人事は異例であり、小畑を自身二度目の作戦課長とした後、わずか二カ月の在任で第三部長に転じさせた。後任の作戦課長には皇道派の鈴木率道が起用されたが、これは前任の作戦課長だった今村均を排除するためとも言われている⁴³。本記録でも、小畑を参謀本部第三部長に据えた経緯が語られている。もともと荒木は小畑を参謀本部第一部長(作戦)、永田を第二部長(欧米情報・中国情報)に就任させることを想定していたが、それでは「名誉欲が強い」永田が許さないという小畑の進言により、小畑が第三部長(運輸通信)になり、第一部長には「脇の人」として古荘幹郎が選ばれたという。この経緯は『哲将荒木』でも触れられており⁴⁴、小畑の作戦能力を賛美する荒木であれば、もともと第一部長に据えるつもりだったという説明には納得がいく。

このように荒木は自らの側近を好意的に語り、「荒木人事」も時勢を踏まえた適材適所であったことを強調する。自分を含めた皇道派の戦争責任にも一貫して言及していない。その反面、対中侵略の責任を永田らに転嫁している節もあるが、荒木は直接的には永田を敵対視するような発言はしておらず、責任追及をしているわけではない。このように責任の議論を徹底的に回避する荒木の姿勢には注目する必要がある。

満洲事変の実行犯に話題が及んだ際にも、荒木はこの問題を追究すること自体に忌避感を示した。荒木の認識としては、「東京裁判もとうとうこの問題[を]確定」しておらず、戦後のさまざまな証言も「信用するに足ら」ない。そして荒木自身も「その真相はこうだということは断定していない」(126-128頁)。『風雲三十年』では、「あの当時の満州の事態はすでに発火点に到達していたのだから、どっちが先にマッチをつけたかをいうのは無理だ。打たねば打たれてしまう」(42頁)という見解を示しており、責任を追及する行為自体を否定している。

責任追及を避けるという姿勢は、自身の責任に話題が及んだときにも貫かれている。戦後になって自身の戦争責任が追及された際には、「この戦争に対し

ては、実は甚だ遺憾だけれども、大東亜戦争、支那事変から来るというのに、よく知らないんだ」と回答したという(168頁)。『風雲三十年』では自らの戦争責任に言及しており、「日本をして、今次大戦の方向に導いたこと即ち戦争を阻止することが出来なかったこと、および戦争に入って後においては、ある段階において、これを処理して和平を結ぶことの努力をなし得なかったこと、この二つの重大事については、深く自らの責任を感ぜざるを得ない」(240頁)と述べている。一応、戦争責任の存在は認めているが、アジアに対する侵略行為には触れておらず、何の責任を感じているのかあいまいなままであった。

そして、より重要なのは、この責任の追及を回避するという姿勢が、戦後の自己弁護のために用いられただけでなく、戦前から徹底されていたことである。その現れが三月事件・十月事件の不徹底な処分につながるわけだが、荒木は陸相辞任後に責任に関する自らの意見を率直に語っていた。月刊誌『現代』(1934年7月)のなかで、荒木はいわゆる「大岡裁き」を称賛している。荒木によれば、「今の法律一点張り、法律万能主義でゆけば、どこまでほじくつて行つてもきりがない」ため、「人情味」のある「大岡式の裁量」が求められる。そもそも「徒らに人の責任を問ふなどといふことは人の道でない」。そして、「日本の臣民たるものは、皇室を扶翼し奉り、皇謨を扶翼し奉ることが道である」。今日の日本では普通選挙が行われており、誰もが皇室を助けることができるのだから、「責任は内閣のみにあるのではない。国民全部にあるのだ」。「国民全部が責任をもてば、人を責めようにも責めやうがない」ということで、責任を問うという行為自体が否定される45。

荒木は、「人情味」のある「大岡裁き」を求めつつ、責任は日本国民全部が持つべきだと訴えた。この発想はまさにハンナ・アレントが批判した「集団的な罪」の概念と合致する。アレントはドイツにおける「集団的な罪」の議論を批判的に取り上げ、「この概念は実際には、悪しき行為を実行した人々をきわめて効果的に免責する結果となったのです。すべての人に罪があるのであれば、誰にも罪はないことになるからです」と述べた460。まさに荒木は個人の責任を問うという行為自体を否定することによって、陸軍軍人たちの免責をした

のである。言い換えれば、荒木は口述のなかで単なる自己正当化をしようとしていたのではなく、戦前から実践してきた「徒らに人の責任を問うなどということは人の道ではない」という信念を回想という場で再現し、誰の責任も追及しなかったのである。

以上、本口述のなかで現れた荒木の「責任」論を検証してきたが、荒木は徹底して責任に関する議論を忌避し続けてきた。いずれも荒木が陸相を務めていた時期から現れていた事象であり、荒木の言動を評価するうえで重要な論点である。さらにいえば、この問題は必ずしも荒木個人の問題ではなく、現代日本における責任をめぐる議論にもつながる問題ではなかろうか。「大岡裁き」を貴ぶ荒木の発想が、どのように生まれ、どのように継承されているのかも、歴史学にとどまらない重要な論点の一つであろう。

おわりに

以上、全四節に渡って、本記録の読み方を考えてきた。荒木による満洲事変の回想はすでに数多くあるのだが、本記録の最大の特色は満洲事変から転じた話題をそのまま起こしていることである。そこで、第二節から第四節まで、満洲事変そのものからは若干それる三つの論点を選び、歴史学的な議論を実践した。

第二節では、満洲事変直後の枢密院を取り上げ、特に江木千之による荒木の支持は本当だったのかを検討した。荒木の証言を裏付ける直接的な証拠はなかったが、江木の言説を再検討することで、江木は満洲事変そのものの侵略性よりも中国の排日教育を是正させることに重きを置いていたため、江木が荒木を支持する可能性はあったと結論づけた。第三節では、荒木の韓国併合に対する認識を分析した。荒木が韓国併合に反対する書簡を宇都宮太郎に送ったのは事実であり、ある種の「民族主義」を支持する発想から植民地支配を批判していた。ただし、韓国併合への批判の背景には、中国での権益獲得の支障になるという現実的判断もあり、他国に権益を拡張していくこと自体は否定していない

というのも重要な事実である。第四節では、荒木による「責任」論を考察し、 その特徴を明らかにした。荒木は戦争責任を徹底して語らなかったが、それは 「大岡裁き」を貴ぶ戦前からの荒木の信念に由来していた。責任を問うという 行為自体を否定することで、荒木は自らおよび陸軍全体の戦争責任を免じてい たのである。

このように、本記録と一次史料とを突き合わせることで、新たな議論を展開することができた。荒木の口述には一見すると信じがたい内容もあるのだが、一次史料と突き合わせることで、それが必ずしも虚偽ではないことがわかり、歴史学的に新たな論点が見出された。ここで取り上げたテーマは、いずれも満洲事変そのものではないが、だからこそ話題転換に注目する意義も示せたのではないか。これは本記録に限らないのだが、史料を読解する際には些細な点に注目することで、新たな事実を発見することができる。荒木の発言をすべて書き起こした本記録が、さまざまな分野での研究の進展に資することを期待している。

[付記] この口述記録は『近代中国研究彙報』第43・44号(2021・2022年)にてすでに発表されているが、それに基づいて、日本大学の古川隆久教授、帝京大学の小山俊樹教授、日本大学大学院博士後期課程の柴本一希氏からコメントをいただいた。いずれも本論文を書く際の参考になっており、ここに記して感謝申し上げる。

注

1) 橘川による荒木伝に関しては、1958年12月15日に法務省大臣官房司法法制調査部によって行われた荒木への聴取でも述べられている。荒木によれば、「旧知の橘川学なる者の懇請により、資料を手交して書かせた」。その際、「(一) 主観で書くな。裏付の資料を必要とする」、「(二) 人の悪口を言うな」、「(三) 誇張の筆を振うな」の三点を条件として提示したという。「元陸軍大将、元男爵荒木貞夫氏よりの聴取書(第2

- 回)」(法務省大臣官房司法法制調査部「畑俊六・荒木貞夫聴取書」請求番号:平11法 務06420100, 国立公文書館)。なお,同資料は日本大学大学院博士後期課程の柴本一 希氏からご教示いただいたものである。
- 2)雑誌などで発表されているもの以外だと、秦郁彦、緒方貞子、満蒙同胞援護会、岩淵辰雄、伊藤隆などから聞き取りを受けていたようである。緒方貞子、『満州事変――政策の形成過程』、岩波書店、2011年(原書は1966年)、416頁。伊藤隆、『歴史と私――史料と歩んだ歴史家の回想』、中央公論新社、2015年、34頁。秦郁彦、『実証史学への道―――歴史家の回想』、中央公論新社、2018年、246-253頁。
- 3) 前掲伊藤書, 34頁。
- 4) 前揭秦書, 253頁。
- 5) 本記録の音声を収録しているオープンリールのリール番号には,「araki 58 0312」という文字が記されており, 1958年 3 月12日に行われたインタビューであると推定できる。
- 6)満洲事変に対する枢密院の対応については、以下の研究を参考にした。加藤聖文、「枢密院と外交」(由井正臣編、『枢密院の研究』、吉川弘文館、2003年)192-244頁。 望月雅士、『枢密院――近代日本の「奥の院 』、講談社、2022年。
- 7)「満洲事件ニ関スル経費支弁ノ為公債発行ニ関スル件」JACAR (アジア歴史資料センター): Ref.A03033726900,「枢密院会議筆記」1932年1月30日 (国立公文書館)。なお、引用に際しては、旧字体を新字体に改め、適宜句読点を加えている(以下同様)。
- 8) 『風雲三十年』, 84頁。
- 9) 東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター所蔵の「荒木貞夫関係文書」には、「満洲事変に関する経費支辯の為公債発行に関する件」(昭和七年一月三十日)という史料がある。これは、1月30日の枢密院での荒木と芳澤の発言を記録したものである。「枢密院会議筆記」と比較すると、口調に違いが見られるのみで、内容に相違はない。記録を手もとに残していたからこそ、石井とのやりとりに関しては、それなりに正確に回想できたのかもしれない。
- 10) 「満洲事件ニ関スル経費支弁ノ為公債発行ニ関スル件」JACAR: A03033727200, 「枢 密院会議筆記」1932年 2 月15日(国立公文書館)。
- 11) 『風雲三十年』, 85-86頁。
- 12)「附支那事件ニ関スル海軍大臣ノ報告」JACAR: A03033727000,「枢密院会議筆記」 1932年 1 月30日(国立公文書館)。
- 13)「倉富勇三郎日記」1932年1月30日の条(国立国会図書館憲政資料室)。
- 14) 「附満洲事変ニ関スル報告」JACAR: A03033724400, 「枢密院会議筆記」1931年 9 月

- 30日 (国立公文書館)。
- 15) 前掲加藤論文, 218頁。
- 16) 「支那事変報告」JACAR: A03033726200, 「枢密院会議筆記」1931年12月9日(国立 公文書館)。
- 17) 「附支那問題ニ関スル報告」JACAR: A03033724700, 「枢密院会議筆記」1931年10月 7日(国立公文書館)。
- 18)「倉富勇三郎日記」1932年1月28日の条。
- 19) 「附支那事件ニ関スル海軍大臣ノ報告」JACAR: A03033727000, 「枢密院会議筆記」 1932年 1 月30日(国立公文書館)。
- 20)「附満洲事変ニ関スル質問及答弁」JACAR: A03033728200, 「枢密院会議筆記」1932 年 6 月 1 日(国立公文書館)。
- 21) 有竹修二,「荒木大将ききがき (三)」(『国民サロン』第93号, 1966年5月15日)では、江木は「いや、よくわかりました。その方針でしっかりやって下さい。そして中国の排日教育をやめさせるように……」と述べたことになっている (60頁)。この回想が正確であるかは判断できないのだが、江木にしてみれば満洲事変よりも排日教育の是正のほうが重要だったという事実を示唆しているのではないか。
- 22) 『裏面史』、199-201頁。
- 23) 『裏面史』、241-242頁。
- 24) 宇都宮太郎関係資料研究会編,『日本陸軍とアジア政策――陸軍大将宇都宮太郎日 記』1. 岩波書店, 2007年, x-xiii頁。
- 25) 宇都宮太郎関係資料研究会編,『日本陸軍とアジア政策——陸軍大将宇都宮太郎日記』2, 岩波書店, 2007年, 245頁, 1913年7月7日の条。
- 26) 『裏面史』、171頁。
- 27) 前掲『日本陸軍とアジア政策——陸軍大将宇都宮太郎日記』1,365頁,1910年8 月29日の条。
- 28) 宇都宮太郎関係資料研究会編,『日本陸軍とアジア政策——陸軍大将宇都宮太郎日記』3. 岩波書店, 2007年, 221頁, 1919年3月1日の条。
- 29) 荒木貞夫,「巣鴨からもの申す」(『丸』第7巻9号, 1954年9月) でも,「私は昔から日本と韓国の両国が合併することには反対を唱えて来た。隣国として互いに手を繋いで物資などの交流を図ることはよいが,両国民は民族性も異つているので,合併して一緒にやつてゆくということには賛成致しかねる」と述べている(14頁)。
- 30) 荒木貞夫より宇都宮太郎宛て書簡,1919年5月3日,国立国会図書館憲政資料室所蔵「宇都宮太郎関係文書」38-10。

- 31) 荒木貞夫より宇都宮太郎宛て書簡,1911年11月13日,国立国会図書館憲政資料室所 蔵「宇都宮太郎関係文書 |38-1。
- 32) 荒木貞夫より宇都宮太郎宛て書簡,1912年10月3日,国立国会図書館憲政資料室所蔵「宇都宮太郎関係文書 | 38-2。
- 33) 川島真・千葉功,「中国をめぐる国際秩序再編と日中対立の形成――義和団事件からパリ講和会議まで」(川島真・服部龍二編,『東アジア国際政治史』,名古屋大学出版会,2007年)91-94頁。
- 34) 麻田雅文, 『日露近代史――戦争と平和の百年』, 講談社, 2018年, 186-190頁。
- 35) 櫻井良樹、『辛亥革命と日本政治の変動』、岩波書店、2009年、85-107頁。
- 36) なお、口述のなかで荒木は「大東亜戦争」のなかでの朝鮮政策について以下のように述べている。「大東亜戦争に入るには、戦争前に朝鮮問題を片付けないといけないんです。大自治を与える必要がある。あるいは朝鮮と、日韓両国の連邦にする必要がある」(164頁)。荒木が戦争中にこのような発言をしていたかは確認できていないが、将来的に朝鮮に「自治」を与えるという発想は、宇都宮太郎も三・一独立運動以降に唱えていた。宇都宮太郎、「朝鮮時局管見」1919年5月17日(上原勇作関係文書研究会編、『上原勇作関係文書』、東京大学出版会、1976年、110-114頁)。
- 37) 丸山真男. 『日本の思想』. 岩波書店. 1961年. 37-39頁。
- 38) 『風雲三十年』, 233-236頁。
- 39) 鶴見俊輔,「軍人の転向——今村均・吉田満」(思想の科学研究会編,『共同研究 転向 5 戦後篇 上』, 平凡社〈東洋文庫〉, 2013年(原書は1978年)) 344頁。
- 40) 須山幸雄、『作戦の鬼 小畑敏四郎』、芙蓉書房、1983年、207頁。
- 41) 『哲将荒木』, 256頁。田崎末松, 『評伝 真崎甚三郎』, 芙蓉書房, 1977年, 269頁。 前掲須山書, 278-281頁。
- 42) 膨大な研究蓄積があるので、代表的な研究のみに言及する。対中政策に関して皇道派は比較的穏健だったという見方を採用しているものとして挙げられるのは、以下の研究である。北岡伸一、「陸軍派閥対立(1931~35)の再検討」(同、『官僚制としての日本陸軍』、筑摩書房、2012年)161-265頁。酒井哲哉、『大正デモクラシー体制の崩壊――内政と外交』、東京大学出版会、1992年。宮田昌明、『英米世界秩序と東アジアにおける日本――中国をめぐる協調と相克1906~1936』、錦正社、2014年。一方、永田が中国への「協調」外交を主導していたと見なしているものとして、以下の研究が挙げられる。井上寿一、『危機のなかの協調外交――日中戦争に至る対外政策の形成と展開』、山川出版社、1994年。森靖夫、『日本陸軍と日中戦争への道――軍事統制システムをめぐる攻防』、ミネルヴァ書房、2010年。

- 43) 北岡伸一,『政党から軍部へ――1924~1941』〈日本の近代 5〉,中央公論新社, 2013年、231-232頁。
- 44) 『哲将荒木』, 257頁。
- 45)「荒木大将清談録」(『現代』第15巻7号, 1934年7月) 120-121頁。なお, この口述は『哲将荒木』(317-328頁) でも全文が掲載されている。ただし、『哲将荒木』では, この原文が『キング』1934年3月号に掲載されているとされているが、誤り。
- 46) ハンナ・アレント (ジェローム・コーン編,中山元訳),『責任と判断』, 筑摩書房, 2016年 (原書は2007年), 36頁。